

第5章 教育内容等の改善措置

【評価基準】

5-1 教育内容等の改善措置

5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

解釈指針5-1-1-1

「教育の内容及び方法の改善」とは、いかなるトピックがどのような観点からどの程度の質と量において教育課程の中で取り上げられるべきか等（教育内容）、及び学生に対する発問や応答、資料配付、板書、発声の仕方等（教育方法）についての改善をいうものとする。

解釈指針5-1-1-2

「組織的かつ継続的に行われていること」とは、改善すべき項目及びその方法に関する方針を決定し、改善に関する情報を管理し、改善のための諸措置の実施を担当する組織が、会計大学院内に設置されていることをいうものとする。

解釈指針5-1-1-3

「研修及び研究」の内容として、例えば次に掲げるものが考えられる。

- (1) 授業及び教材等に対する学生、教員相互、又は外部者による評価を行い、その結果を検討する実証的方法。
- (2) 教育方法に関する専門家、又は教育経験豊かな同僚教員による講演会や研修会の開催等の啓蒙的方法。
- (3) 外国大学や研究所等における情報・成果の蓄積・利用等の調査的方法。

(1) 組織的かつ継続的な研修及び研究の実施

【現状説明】及び【自己評価】

イ 概要

教育の内容及び方法の改善を図るための組織的かつ継続的な研修及び研究の実施については以下の通りである。

まず、本研究科の委員会には全学的委員会と常置委員会の2種類がある。全学的委員会の中では、図書委員会、大学自己点検・評価委員会、全学FD推進委員などが、常置委員会の中では、教育研究計画委員会(国際交流 教員招聘講座、教材開発)、FD委員会、授業・研修委員会(授業評価)、カリキュラム検討委員会などが教育内容等の改善に係る委員会として位置づけられる。各委員会とも開設初年度は試行錯誤の中で、それぞれに教育内容等の改善へ向けての作業に取り組んできたが、開設以来10年以上経ち、着実な歩みを続けている。解決すべき特定の問題が発生した場合には随時プロジェクトチームを結成して問題解決にあたっている。

また、これらの関係委員会に関する規程、内規などについては、カリキュラム等の見直しも含め体系的な整備を行うことも必要であることから、今後とも適時適切な見直し等も行うことで効果的かつ効率的な対応を図っていく予定である。

□ FD 委員会の活動（狭義の FD 活動）

教育内容等の改善に関して中心的な役割を果たす FD 委員会は、FD に詳しい教員をはじめとする 6 名の委員で構成されており、教員の授業内容、方法等の改善策の促進を図るために、学生による授業評価の実施などの FD 活動を積極的に推進している（以下「本研究科の FD 活動の現状」参照）。

本研究科の FD 活動の現状（最近 3 年間）

【2014 年度（平成 26 年度）】

- 1 本年度も、定期的に FD 研修会を開催し研究科として取り組むべき教育上の課題について情報を共有し意見交換を行った。
- 2 平成 26 年 10 月 22 日（水）開催の「第 3 回 FD 研修会」では、社会人向けカリキュラムの設置、学位論文審査基準の設定について話し合い、具体的な基準等を策定した。
- 3 年度の総括としては、平成 27 年 3 月 25 日（水）に「第 5 回教員 FD 研修会」を実施した。研修会は、専任教員、客員教員、大学院事務担当者が参加し、冒頭、外部評価委員による 2013 年度自己点検報告書に関する講評が行われた。続いて、教育改善に関する意見交換として、①カリキュラム・授業方法等の問題について、②学生の姿勢・生活態度等の問題について、③教育施設、教育環境について、④その他改善事項について、の各個別テーマごとに意見交換を行った。各テーマとも、あらかじめ当研究科の各教員、及び外部の実務家教員向けのアンケートの結果をもとに、教育活動における現状報告及び課題の指摘とそれを克服するための改善策について活発な意見交換が行われた。

【2015 年度（平成 27 年度）】

- 1 本年度も、定期的に FD 研修会を開催し研究科として取り組むべき教育上の課題について情報を共有し意見交換を行った。
- 2 平成 27 年 11 月 25 日（水）開催の「第 6 回 FD 研修会」では、外部評価委員からの評価結果に基づいて、対応すべき内容について話し合いを行った。
- 3 年度の総括としては、平成 28 年 3 月 26 日（土）に「第 7 回 FD 研修会」を実施した。研修会は、専任教員、客員教員、大学院事務担当者が参加し、冒頭、外部評価委員による 2014 年度自己点検報告書に関する講評が行われた。続いて、大学基準協会 大学評価・研究部 審査・評価系 主幹 原和世氏による「内部質保証とは何か—その先進事例—」と題した講演が行われた。最後に、事前に実施した教員からのアンケート結果の内容をもとに、教育活動における課題とそれを克服するための改善策について活発な意見交換が行われた。

【2016 年度（平成 28 年度）】

- 1 本年度も、定期的に FD 研修会を開催し研究科として取り組むべき教育上の課題について情報を共有し意見交換を行った。
- 2 年度の総括としては、平成 29 年 3 月 25 日（土）に「第 4 回 FD 研修会」を実施した。研修会は、専任教員、客員教員、大学院事務担当者が参加し、冒頭、外部評価委員による 2015 年度自己点検報告書に関する講評が行われた。その後、外部評価委員からの質問に答えるための意見交換の時間をもつた。最後に、事前に実施した教員からのアンケート結果の内容をもとに、教育活動における課題とそれを克服するための改善策について活発な意見交換が行われた。

ハ その他の FD 活動（広義の FD 活動）

FD 活動は、単に授業を改善するためだけのプログラムをいうのではない。Faculty の研究及びスタッフの知識や経験の充実も含まれる。そのような観点から、本研究科は、FD 委員会が直接に指揮をして実施している諸活動（上記口「FD 委員会の活動（狭義の FD 活動）」に述べる活動をいう。以下同じ。）のほかにも、教員、職員の知識、経験の向上に寄与する諸活動を可能な限り積極的に実施することとしている。

その一つが会計サミットである（会計サミットについて、「第2章」「7）その他」の中の【本研究科開設以降の会計サミットの概要】（第3回～第14回）（第2章の9～10頁を参照）。2016年度は、2016年7月20日に、「今、改めて問う わが国の監査のあり方」をテーマとして開催され、その内容を研究機関誌『青山アカウンティング・レビュー』第6号に掲載している。本研究科は、会計サミットにおける講演、議論にほとんどすべての教員が参加することにより、授業改善の効果等も期待している。

その他、本研究科が設立した会計プロフェッショナル研究センター等の諸活動も広く FD 活動の目的に沿うものである。例えば、会計プロフェッショナル研究センターでは、2014年度まで会計サミットとは別に毎年公開シンポジウムを開催していた。会計サミットが会計領域の最先端の議論を青山学院において行うことを意図しているのに対して、研究センターのシンポジウムは、本研究科に所属する教員の登壇を前提として、学生向けに一つのテーマに関する議論を提供することを意図していた。2015年度からは、学生に対する教育の一貫であることを明確にするため、そのあり方を見直し、原則として研究科の在学生及び修了生を対象としたシンポジウムとして実施することとした。今年度は、2016年11月26日に「会計プロフェッショナルの将来像」をテーマとして、シンポジウムを開催するとともに、修了生による近況報告と公認会計士試験・税理士試験の合格者による報告会も行った。シンポジウムでの講演の内容は『会計プロフェッショナル』12号に掲載している。

また、本研究科の教員が積極的に招聘することとしている各種の学会の開催もこうした目的に資すると考えている。さらに、学会、シンポジウムではないが、時宜に応じた講義の実施なども、有意義なものであると考えている。

【今後の課題】

FD 委員会には、今後とも教員の教育方法等の相互啓発、研修等において主導的な役割を果たすことが期待されるが、外部機関における研修受講、学生との意見交換会の開催等は今後とも努力していくべき課題といえよう。これまでの大学院における会計教育とは異なる、理論と実務の融合が図られた専門職養成に特化した臨場感あふれる教育を展開することにより、高度な倫理観と国際的感覚を備えた会計プロフェッショナルを養成することを目標として、今後とも高い評価を維持すべく、継続的に教育内容などの点検・見直しを実行していきたい。

(2) 授業評価のアンケート

【現状説明】及び【自己評価】

学生の現場からの生の声として、授業評価アンケートについても教育内容等の改善に向けての貴重な資料として有効に活用していくことが必要である。2015年度前期および後期の授業評価は、2008年度後期から採用した系列別集計を踏襲して行われた。以下に述べるように、2015年度の授業評価の結果では学生の満足度は概して高い（基礎資料参照）。

評価5は最高、評価3は普通である。評価5、評価4を満足とみると、系列別の総合満足度（（ ）は後期）は、財務会計系4.31（4.2）、管理会計系4.55（4.53）、監査系4.41（4.19）、租税法系4.76（4.82）、経営系4.88（5.0）、

企業法系 4.53 (4.5) 、演習 4.73 (4.67) 、研究指導 4.82 (4.85) となっており、前期及び後期とも、各系統とも概ね高い満足度であったと考えられる。2008 年度後期から質問項目を細分化したことにより、学生の現場からの生の声をより具体的に把握できるようになっており、評価を高められるよう、質問項目に掲げられた事項について、詳細な分析をした上で、明確な考え方や対応策を持ちながら適時適切に対応する必要があると考えられる。

授業アンケートについては、指摘された事項について教員にフィードバックを図り授業内容の改善に役立てることとしている。その改善状況について全学的に把握することをしていないが、同様の指摘が続く場合には教員個々に改善の措置を促すこととしている。また、自由記入欄については多方面から要望があり、そのすべてに直ちに対応することはできないが、内容を集約・整理して学習環境の改善に役立てている。例えば、板書が見えにくいという意見に対しては、なるべく大きな字で板書するとともに、文字数が多くなる場合には、パワーポイント上で示すといった改善を実施している。

【今後の課題】

2016 年度においても、財務会計系、管理会計系、監査系、租税法系、経営系、企業法系、その他の 7 系列とも概ね高い満足度を示している。ただし、講義を受ける側（院生）の責任に関して、授業への意欲・モチベーションは高いと回答する院生が多いのに比して、実際には予習、復習に充てる時間がやや少ない点を留意する必要がある。これについては、2016 年度よりシラバスの内部検証を行い、事前学習・事後学習の記載の徹底を行っている。今後も、引き続き各教員が授業外での自主的学習を促す工夫について配意するとともに、その効果を注視していく必要がある。

【評価基準】

5-1-2

会計大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

解説指針 5-1-2-1

実務家として十分な経験を有する教員であって、教育上の経験に不足すると認められる者については、これを補うための教育研修の機会を得ること、また、大学の学部や大学院において十分な教育経験を有する教員であって、実務上の知見に不足すると認められる者については、担当する科目に関連する実務上の知見を補完する機会を得ることが、それぞれ確保されているよう、会計大学院において適切な措置をとるよう努めていること。

【現状説明】及び【自己評価】

実務家教員における教育上の経験の確保、研究者教員における実務上の知見の確保については 5-1-1 で述べた教員 FD 研修会を通じて、本研究科が目指す会計プロフェッショナル像とは何か、そのために必要な教育プログラムを提供していく上での問題意識を共有する機会をもった。

実務家教員は研究者教員の報告から教育上の経験の確保について多くの知見を得ることができ、また、研究者教員は実務家教員の報告から実務上の知見を得ることができた。こうした相互啓発の機会を十分に確保することは、教員相互間の連携強化、役割分担により、教育効果を総合的・相乗的に高める上でも必要なことである。今後とも定期的に FD 研修会等を開催し、教育上のテーマに関する意見交換を活発に行いながら、実務家教員と研究者教員の連携を強化し大学院教

育の質を高めていくことに配意する。

なお、専任教員の教育上・研究上の業績及びその評価体制については、第8章【8-1-2】【8-1-3】に、研究者教員、実務家教員の経験については、第8章【8-3】【8-4】に記載している。